

Client Alert - Financial Sector

2025年1月(Vol.16)

I.はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、金融セクターに関連する各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2025年1月号(Vol.16)を作成いたしました。実務の一助となれば幸いに存じます。

II.目次

銀行・貸金	<ol style="list-style-type: none">1. 金融庁「銀行業高度化等会社の業務内容の変更又は新規業務に関する監督指針案」の公表2. 銀行によるファンド投資に関する銀行法施行規則改正
保険	<ol style="list-style-type: none">1. 金融庁「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に関するパブリックコメントの結果等の公表(海外組合へのLP出資、投資専門子会社関係)2. 金融庁「往訪縦覧規制に関する少額短期保険業者向けの監督指針の改正案」に関するパブリックコメント等の公表3. 金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」の公表(保険業高度化等会社関係)4. 金融庁「『損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ』報告書」の公表
証券(一種、二種、金融仲介)	<ol style="list-style-type: none">1. 金融庁「令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等に対するパブリックコメントの結果等を公表2. 金融庁「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等(スタートアップへの資金供給の促進関係)を公表3. 金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(案)(政策保有株式の開示関係)を公表4. 日本証券業協会・金融庁「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」の開催を公表5. 金融庁「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正(案)を公表

アセットマネジメント (投資信託、投資一任、ファンド、投資助言)	1. 金融庁「金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令(案)」の意見募集結果の公表 2. 金融庁「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表(スタートアップへの資金供給の促進関係) 3. 金融庁「令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等の公表
バンキング、ストラクチャードファイナンス	1. 環境省「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2024年版」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024年版」の公表
金融サービス	1. 金融庁「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正(案)を公表
資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業	1. 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書の公表
暗号資産・ステーブルコイン	1. 金融庁「金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)」、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果の公表 2. 「暗号資産の流出リスクへの対応等に関する再度の自主点検要請について」 3. 令和7年度税制改正大綱の公表
データ・セキュリティ	1. サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議における提言の公表 2. 個人情報保護委員会「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」の開催決定 3. 3年ごと見直し検討会「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書」の公表

III. 銀行・貸金

1. 金融庁「銀行業高度化等会社の業務内容の変更又は新規業務に関する監督指針案」の公表

金融庁は、2024年12月20日に、銀行業高度化等会社の業務内容の変更又は新規業務に関して、「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」等の一部改正(案)を公表しました。

他業銀行業高度化等会社において、(i)認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合には、あらかじめ当局へ報告、(ii)(i)以外の場合には、新規業務等を開始した日から30日以内に当局へ報告とすることで足りるとする運用が提案されています。また、一定の銀行業高度化等会社が営むことができる業務(銀

行法施行規則 17 条の 4 の 3)の範囲で、一定の銀行業高度化等会社が新規に業務等を行う場合についても同様の取扱いとすることも提案されています。

2. 銀行によるファンド投資に関する銀行法施行規則改正

金融庁は、2024 年 11 月 29 日に、[銀行によるファンド投資に関する銀行法施行規則に係るパブリックコメントの結果](#)を公表し、同年 11 月 30 日から施行されています。

外国法に基づく団体で投資事業有限責任組合に類似するものについても 5%ルール(銀行法 16 条の 4)の対象外となることになり、銀行が出資する外国のリミテッドパートナーシップが日本国内の会社の議決権付き株式を取得することの制約がなくなることになると考えられます。また、パブリックコメントに対する金融庁の回答において、銀行子会社が無限責任組合員となるケースにおける議決権の保有の原則的な数え方について回答がなされており、銀行が子会社を通じてファンド運営に関わるケースにおける銀行法上の取扱いが明確にされています。

また、特定子会社を通じたベンチャービジネス会社等への投資に係る銀行法上の特例(銀行法 16 条の 2 第 1 項 12 号等)について、ベンチャービジネス会社の定義が設立後 10 年以内から 20 年以内に緩和されており、また、特定子会社にて行えるコンサルティング等の業務が拡大されています。特定子会社にて行えるコンサルティング等として、投資先に関するもの以外をどの程度行えるかについて、パブリックコメントに対する金融庁の回答では数値基準は設けないとされています。

カウンセラー 湯川 昌紀
masaki.yukawa@morihamada.com

IV. 保険

1. 金融庁「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に関するパブリックコメントの結果等の公表(海外組合への LP 出資、投資専門子会社関係)

金融庁は、2024 年 11 月 29 日に、関係業界団体からの規制緩和要望等に対応するため、[「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令\(案\)」等に関するパブリックコメントの結果等](#)を公表しました。

保険業法施行規則については、海外組合への LP 出資等に係る議決権の取扱いの明確化(1 条の 3 第 1 項)、投資専門子会社が出資可能なベンチャービジネス会社の設立年数等要件の緩和(56 条 5 項)、投資専門子会社の併營業務(コンサルティング業務等)の範囲の緩和(56 条 16 項)を行う改正となっています。

投資専門子会社の併營業務については、「主として行うもの」という要件があるところ、パブリックコメント
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

では、数値基準要件は設けないこと、「主として行うもの」への該当性は、個別事例ごとに実態に即して判断されるものであり、本制度の趣旨を踏まえ、また、その業務の内容、取引の実態等に照らして各金融機関がその該当性について合理的に説明できることが必要であるとの考え方が示されています(銀行法及び信用金庫法に関し、4-6 番参照)。

2.金融庁「往訪縦覧規制に関する少額短期保険業者向けの監督指針の改正案」 に関するパブリックコメント等の公表

金融庁は、2024 年 12 月 16 日に、デジタル化に向けた各省庁の規制の見直しの一環として、往訪縦覧縦覧規制(公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、その閲覧・縦覧のためには公的機関等への訪問が必要となる規制)についての対応を行うため、[「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正\(案\)に関するパブリックコメントの結果等](#)を公表しました。

少額短期保険業者は、その登録申請書類の記載事項(商号、資本金額、役員の氏名等)並びに登録年月日及び登録番号が少額短期保険業者登録簿に記載され、公衆の縦覧に供されることとされています(保険業法 272 条の 3 第 2 項、同法施行規則 211 条の 7)。改正前は財務局での縦覧が行われているところ、「電子メール等」による縦覧の申請や電子メール等で少額短期保険業者登録簿の送付を受けることが可能となる改正となっています。

パブリックコメントでは、「電子メール等」には、電子メールのほかファイル共有サービスを利用する方法が想定され(1 番)、送付されたファイルの転送等の制限はない(10 番)という考え方が示されています。

3.金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」の公表(保険業高度化等会社関係)

金融庁は、2024 年 12 月 20 日に、保険業高度化等会社の業務内容の変更又は新規業務に関して、[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正\(案\)](#)を公表しました。

改正案では、他業保険業高度化等会社において、(i)認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合には、あらかじめ当局へ報告、(ii)(i)以外の場合には、新規業務等を開始した日から 30 日以内に当局へ報告することで足りるとする運用が提案されています。また、(ii)の場合の報告事項として、新規に行う業務や変更後の業務の内容、当該業務を行うにあたり保険会社が出資する額、当該業務が開始されても保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められる理由等が挙げられています。また、一定の保険業高度化等会社が営むことができる業務の範囲で、一定の保険業高度化等会社が新規に業務等を行う場合についても同様の取扱いとすることも追記されています。

本改正案に対するパブリックコメントは、2025 年 1 月 24 日 17 時まで募集されています。

4.金融庁「『損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ』報告書」の公表

金融庁は、2024年12月25日に、「[『損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ』報告書](#)」を公表しました。本報告書の主な項目は、①大規模な保険代理店における募集品質の向上、②保険仲立人の活用促進、③火災保険の赤字構造の改善等、④損害保険会社による便宜供与や企業内代理店の目指すべき姿、となっています。

本報告書については、関連する一般社団法人日本損害保険協会による取組み、法令改正等今後予想されるタイムライン、保険業界において対応すべき事項(生命保険分野への影響を含みます。)も含めて、[Insurance Newsletter Vol.13](#) をご参照ください。

パートナー 吉田 和央
kazuo.yoshida@morihamada.com

アソシエイト 福島 邦真
kunimasa.fukushima@morihamada.com

V.証券(一種、二種、金融仲介)

1.金融庁「令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等に対する パブリックコメントの結果等を公表

金融庁は、2024年9月13日に、「[令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等](#)¹」を公表し、意見募集手続を行っていましたが、同年11月20日に「[令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等](#)」が公表されました。

主な改正内容の一つとして、2024年5月22日に成立した「[金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律](#)」において、取引規模が限定的で、かつ、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱う私設取引システム(PTS)業務につき、第一種金融商品取引業の登録のみで運営できるよう緩和されておりますが、このPTSの認可を要しないこととなる有価証券の売買高の基準を「四半期当たり六百億円」としています(法30条1項但書、施行令15条の10の9)。このような「四半期当たり六百億円」という基準の理由について、パブリックコメントに対する回答においては、有価証券市場全体(例えば、2023年度における東京証券取引所における上場株式の売買代金は1,000兆円を超える)への影響等を

¹ 同改正の内容については、[本レター Vol.14](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

勘案しつつ、金商法上の類似の制度等を参考にしたとの考え方が示されています(3~5 番)。

2.金融庁「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等 (スタートアップへの資金供給の促進関係)を公表

金融庁は、2024 年 11 月 26 日に、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」(2023 年 12 月公表)における提言を踏まえ、スタートアップ等への資金供給や投資家のリスク負担能力に応じた多様な投資商品の提供を促進する観点から、[「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令\(案\)」等\(スタートアップへの資金供給の促進関係\)](#)を公表しました。

改正概要の 1 点目は、開示規制の見直しであり、具体的には、①株式報酬に係る開示規制の見直し、②インターネットを利用した特定投資家私募における情報提供の範囲の拡大、③少額募集の有価証券届出書における開示内容の簡素化が提案されています。

改正概要の 2 点目は、第一種少額電子募集取扱業務等の範囲の見直しであり、クラウドファンディングに係る発行価額の総額の上限を 1 億円未満から 5 億円未満に引き上げる等の改正が提案されています²。

なお、パブリックコメントの募集手続は 2024 年 12 月 26 日 17 時までで終了しております。

3.金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(案)(政策保有株式の開示関係)を公表

金融庁は、2024 年 11 月 26 日に、[「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正\(案\)\(政策保有株式の開示関係\)](#)を公表しました。

これは、令和 5 年度の有価証券報告書レビューにおいて、「株式の保有状況」の開示のうち、いわゆる政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式の開示状況を検証したところ、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているとの課題が識別され、「2024 事務年度金融行政方針」において、「政策保有株式の開示の適切性について有価証券報告書レビュー等で検証を行うとともに、政策保有株式に係る開示事項の追加等を検討する」との方針が示されたことを踏まえたものです。

具体的には、①当期を含む最近 5 事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式(当事業年度末において保有しているものに限る)について、(i)銘柄、(ii)株式数、(iii)貸借対照表計上額、(iv)保有目的の変更年度、(v)保有目的の変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針の開示を求めること、②従前のパブリックコメントの回答内容等を踏まえ、「純投資目的」の考え方を明確化することが提案されています。

本改正は、2025 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用予定とされて

² この改正案の内容の詳細については、[Capital Markets Bulletin Vol.90](#)でも解説しておりますので、併せてご参照ください。
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

います。

なお、パブリックコメントの募集手続は2024年12月26日18時半までで終了しております。

4. 日本証券業協会・金融庁「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」の開催を公表

日本証券業協会及び金融庁は、2024年12月17日に、[スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会](#)の開催を公表しました。

これは、規制改革実施計画(2024年6月21日閣議決定)の内容³を踏まえ、非上場株式の発行市場・流通市場を活性化することを通じてわが国のスタートアップ企業等の円滑な資金供給を図っていく観点から、市場関係者のニーズ等に基づく非上場株式の取引制度の課題等に関する検討を行うためのものとされています。

具体的には、非上場株式の取引制度及び規制(勧誘対象、情報提供等)のあり方、既存の非上場株式取引制度の改善策及び非上場株式のPTS取引(登録PTS)の活性化に向けた対応等に関し、海外の非上場株式の取引制度についての調査も実施しつつ、日本の非上場株式を取り巻く環境を踏まえ、非上場株式の活性化に向けた検討を行うとされています。

5. 金融庁「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正(案)を公表

金融庁は、2024年12月20日に、[金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正\(案\)](#)を公表しました。

これは、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース中間報告」(2022年12月公表)における提言を踏まえ、顧客との利益相反の可能性に係る事項について、顧客への情報提供を義務付けるための所要の改正を行うものとされています。

具体的には、投資信託受益証券や仕組債の売買等の取引の際に、①金融商品取引業者が受領する信託報酬の額又はその計算方法及び当該信託報酬の対価とする役務の内容(仕組債の場合には、その理論価格)、②(i)信託報酬を受領すること(仕組債の場合は、理論価格と当該仕組債の取得価額との間に差額があること)、(ii)(投資信託受益証券や仕組債の)発行者と金融商品取引業者との間に資本関係又は人的関係があること、又は(iii)金融商品取引業者において行われるその部署又はその役員もしくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券や仕組債の売買その他の取引を行った場合に特別の評価を行うこ

³ 規制改革実施計画においては、「金融庁は、日本証券業協会と連携し、非上場株式市場を活性化させる観点から、日本証券業協会が定める非上場株式の取扱いに係る自主規制について、発行企業の資金調達効率化と情報開示を通じた投資家保護の強化に留意しつつ、証券会社による非上場株式の勧誘の在り方を検討し、結論を得る。その際、金融庁は、日本証券業協会と連携し、事業者等と議論する場を設け、新たな視点を持った構成員を入れて議論する。」と提言されており、これを踏まえたものと考えられます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

ととしていることにより、金融商品取引業者と顧客の利益が相反するおそれがある旨の情報を提供することを求めること等が提案されています。

また、上記の金融商品取引業等に関する内閣府令の改正(案)に合わせて、情報提供が義務付けられる上記各事項に含めるべき具体的な内容等を示した金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正(案)も公表されています。

なお、パブリックコメントの募集手続は 2025 年 1 月 21 日 17 時までで終了しております。

パートナー 宮田 俊
suguru.miyata@morihamada.com

パートナー 富永 喜太郎
yoshitaro.tominaga@morihamada.com

アソシエイト 鈴木 彬史
akifumi.suzuki@morihamada.com

VI.アセットマネジメント(投資信託、投資一任、ファンド、投資助言)

1.金融庁「金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令(案)」の意見募集結果の公表

[本レター Vol.15](#)でお知らせしたとおり、金融庁は、2024 年 9 月 17 日に、「[金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令\(案\)](#)」を公表し、意見募集手続を行っていましたが、同年 11 月 18 日に[その結果](#)が公表されました。

アセットマネジメントとの関連では、プロ向けのベンチャーファンドへ出資可能な投資家に関する規制の緩和として、国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業の実施主体として区域計画に定められた者(国家戦略特別区域内に主たる営業所・事務所を有する者)が、当該区域内の営業所・事務所で当該事業を行う場合、プロ向けのベンチャーファンド(すなわち、適格機関投資家等特例業務)へ出資可能な投資家のうち国家戦略特別区域対象投資家(M&A・IPO 等の実務経験のある者等)の出資額を出資総額の 2 分の 1 未満に制限する規制の適用を除外する特例が創設されました。金融商品取引業等に関する内閣府令 234 条の 2 では、いわゆる密接関係者等 50%未満出資要件が定められており、これに関する特例を設けるものとなります。

本内閣府令は 2024 年 11 月 18 日付で交付、施行されています。

なお、上記特例は、国家戦略特別区域会議が作成して内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域に係る区域計画に特定事業の実施主体として定められた者にのみ適用されます。特定事業を実施しようとする当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

る事業者は、国家戦略特別区域会議が定める手続きに従い、構成員公募への応募又は自己を当該特定事業の実施主体として加えるための申出を行う必要があります。

2.金融庁「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表 (スタートアップへの資金供給の促進関係)

金融庁は、2024年11月26日に、[「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令\(案\)」](#)等を公表しました。

本改正案は、2023年12月12日に公表された[「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」](#)における提言を踏まえ、スタートアップ等への資金供給や投資家のリスク負担能力に応じた多様な投資商品の提供を促進するため、関連する政府令等の整備を行うものです。

アセットマネジメントとの関連では、投資法人による自己投資口の取得禁止の緩和が提案されています。具体的には、その資産を主として非上場株券等資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人(すなわち、ベンチャーファンド)について、インサイダー取引規制等の対象とした上で、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を予め規約に定めた場合には、自己投資口の取得を可能とする改正が提案されています。これは、上記報告書16ページにおいて、「上場ベンチャーファンドにおいては、株式売却等による余剰資金について、財務戦略の多様化や再投資の実行が困難である場合等の用途として自己投資口の取得も選択肢となり得るものと考えられる。このため、自己投資口の取得についてインサイダー取引規制の対象とした上で、自己投資口の取得を可能とすることが考えられる。」と報告されていたことに対応するものとなります。

なお、パブリックコメントの募集手続は2024年12月26日17時までで終了しております。

3.金融庁「令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等の公表

金融庁は、2024年1月17日付に、[令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等](#)を公表しました。

[Asset Management Bulletin Vol.8](#)でも内容をお伝えしておりますが、①資産運用の高度化・多様化、②企業と投資家の建設的な対話の促進、③資本市場の透明性・公正性の確保の観点から、投資運用業、大量保有報告、公開買付け等の関する制度を整備する、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」が、2024年5月15日に成立しています。

本政令・内閣府令案は、上記改正事項の①に対応するもので、主な内容は以下のとおりです。

・投資運用関係業務受託業に関する規定の整備

- ・投資運用業に関する規定の整備
- ・非上場有価証券特例仲介等業務に関する規定の整備

改正事項は多岐にわたっておりますが、例えば、新設される投資運用関係業務受託業については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊) 投資運用関係業務受託業者向けの監督指針」が新たに策定され、登録申請に際しての体制審査の項目等が示されています。

意見募集手続は2025年2月16日17時までとされています。意見募集手続後、当該改正は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行されることとなります。

パートナー 白川 剛士
tsuyoshi.shirakawa@morihamada.com

VII.バンキング、ストラクチャードファイナンス

1.環境省「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2024年版」、 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024年版」の公表

環境省は、2024年11月8日に、「[グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2024年版](#)」及び「[グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024年版](#)」(以下「ガイドライン」といいます。)を公表しました。

このガイドライン改定においては、国際原則である国際資本市場協会(ICMA)等が策定したグリーンローン原則等の直近の改訂を反映するとともに、今後の国際原則の改訂の反映を速やかに行うことを可能にする観点から、ガイドラインの構成を、国際原則の和訳部分と国内向けの解説部分に分けて整理する構成変更も行われました。また、国内向けの解説部分では、国内のサステナビリティ・リンク・ローンの多くがいわゆるフレームワークに紐づく形で行われているという現状に鑑み、(当該フレームワーク下で組成される個別融資案件はもちろん)当該フレームワーク自体も国際原則やガイドラインを遵守する必要がある旨等の留意事項が追加されました。

パートナー 富永 喜太郎
yoshitaro.tominaga@morihamada.com

VIII.金融サービス

1.金融庁「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正(案)を公表

金融庁は、2024年12月20日に、「[金融サービス仲介業等に関する内閣府令](#)」及び「[金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針](#)」の改正(案)を公表しました。

これは、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース中間報告」(2022年12月公表)における提言を踏まえ、顧客との利益相反の可能性に係る事項について、顧客への情報提供を義務付けるための所要の改正を行うものとされています。

具体的な改正案の内容としては、「(i)有価証券等仲介業務における契約締結前交付書面の共通記載事項」及び「(ii)有価証券等仲介業務に関する禁止行為」に係る改正となっており、その概要は下記のとおりです。

なお、パブリックコメントの募集手続は2025年1月21日17時までで終了しております。

1. 有価証券等仲介業務における契約締結前交付書面の共通記載事項

金融サービス仲介業者は、その締結の媒介を行う特定金融サービス契約(特定預金等契約及び特定保険契約を除く)が投資信託受益証券の売買その他の取引である場合に、契約締結前交付書面において、下記の事項を記載する必要がある。

- イ 相手方金融機関が受領する信託報酬の額又はその計算方法(当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。)及び当該信託報酬を対価とする役務の内容並びに当該信託報酬を受領することにより当該相手方金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨
- ロ 投資信託受益証券の発行者と相手方金融機関との間に資本関係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該相手方金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由
- ハ 相手方金融機関において行われるその部署又はその役員もしくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券の売買その他の取引を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該相手方金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

2. 有価証券等仲介業務に関する禁止行為

金融サービス仲介業者は、その締結の媒介を行う特定金融サービス契約(特定預金等契約及び特定保険契約を除く)である場合、以下の行為を行ってはならない。

- ① 顧客に対し、あらかじめ、以下の事項を説明しないで、投資信託受益証券に関する金融サービス仲介行為を行うこと。

- イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該金融サービス仲介行為に関して金融サービス仲介業者が顧客以外の者から受領する金銭の額又はその計算方法(当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る)及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨
 - ロ 投資信託受益証券の発行者又は相手方金融機関と金融サービス仲介業者との間に資本関係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由
 - ハ 金融サービス仲介業者において行われるその部署又はその役員もしくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券に関する金融サービス仲介行為を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由
- ② 顧客に対し、あらかじめ、以下の事項を説明しないで、投資一任契約の締結の媒介を行うこと。
- イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該行為に関して金融サービス仲介業者が顧客以外の者から受領する金銭の額又はその計算方法(当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る)及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨
 - ロ 当該投資一任契約の相手方金融機関又は当該行為を行う金融サービス仲介業者に当該行為の委託を行う者と当該行為を行う金融サービス仲介業者との間に資本関係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該行為を行う金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由
 - ハ 金融サービス仲介業者において行われるその部署又はその役員もしくは使用人の業務の実績に関する評価について投資一任契約の締結の媒介を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

パートナー 篠原 孝典
takanori.shinohara@morihamada.com

IX. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業

1. 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書の公表

金融庁は、2025年1月22日に、[金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書](#)を

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

公表しました。

資金移動業者が賃金のデジタル払いを行う場合、破綻時に速やかに弁済を行うことが求められる一方、資金決済法上の現行の枠組みの下では資金返還まで日数を要するため、双方の要件を満たすために二重の保全の必要が生じていることを踏まえ、資金決済法に新たな選択肢を設け、銀行等の保証機関が利用者に直接に資金を返還する方法を認めることが適切とされています。

また、第一種資金移動業の滞留規制について利用者の利便性における課題があるため、新しい資金返還方法を選択した上で早期に高い確実性をもって返還できる体制を構築することを前提として、最長 2 ヶ月の滞留を認めることが考えられるとしています。また、「資金を移動する日」が具体的に指定できない場合に「資金を移動する期限」の指定を認めること、第二種資金移動業のために受け入れた資金を第一種資金移動業に係る資金に振り替えることを許容することも考えられるとしています。

クロスボーダー収納代行については、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のおそれがあること等から、為替取引に関する規制に服する銀行や資金移動業者が行うクロスボーダー送金と同機能を果たしていると考えられるものについては、リスクに比例的な規制として為替取引に関する規制を、過剰な規制とならないように留意しつつ適用することが考えられるとしています。規制対象とするべきクロスボーダーの類型としては、以下のようなものがあるとしており、①及び②については資金移動業者の登録を認めない(無登録で営業しているものとして取締りの対象となる)、③及び④については具体的なビジネス内容や他の規制内容に応じて規制対象外となり得るとされています。

- ①海外オンラインカジノの賭金の収納代行
- ②海外投資事案の収納代行
- ③海外 EC 取引業者からの委託を受け、決済だけに関わる収納代行
- ④インバウンド旅行者の国内での決済のための収納代行

カウンセラー 湯川 昌紀
masaki.yukawa@morihamada.com

X.暗号資産・ステーブルコイン

1.金融庁「金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)」、 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」 の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果の公表

金融庁は、2024 年 11 月 22 日に、「[金融商品取引法等に関する留意事項について\(金融商品取引法等ガイドライン\)](#)」、「[金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針](#)」及び「[事務ガイドライン\(第三分冊:金融会社関係\)](#)」

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

社関係)の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果を公表しました。改正内容の詳細は、[本レター Vol.15 8.\(2\)](#)をご参照ください。

改正後の事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係)及び事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係)は、2024年11月22日から適用されています。

2.「暗号資産の流出リスクへの対応等に関する再度の自主点検要請について」

金融庁は、2024年12月24日に、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会(以下「JVCEA」といいます。)に対し、[「暗号資産の流出リスクへの対応等に関する再度の自主点検要請について」](#)を发出したことを公表しました。

これは、同日に警察庁、内閣サイバーセキュリティセンター、金融庁が[「北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ TraderTraitor によるサイバー攻撃について\(注意喚起\)」](#)を公表したことに伴うものであり、2024年5月に発生した暗号資産交換業者における暗号資産の不正流出事案に関する具体的なソーシャルエンジニアリングの手法が判明したことを踏まえ、参考となる手口例や緩和策を示しつつ、事業者に必要なセキュリティ対策を講じることを要請するものになります。

これを受けて JVCEA は、2024年12月24日に、[「暗号資産の流出リスクへの対応等に関する再度の一斉点検実施について」](#)を公表し、改めて暗号資産交換業を営む JVCEA の全会員に対して、会員各社の社内態勢について点検するよう要請するとともに、点検結果の報告を受け、今後必要な指導等を行うことを表明しています。

3.令和7年度税制改正大綱の公表

2024年12月20日に、[令和7年税制改正大綱](#)が、自由民主党及び公明党から公表され、政府は同月27日に、同様の内容を[令和7年度税制改正の大綱](#)として閣議決定しました。

自民党及び公明党が公表した令和7年税制改正大綱のうち、「第三 検討事項」には「暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等を行うことを前提に、その見直しを検討する。」と記載されていることから、今後暗号資産の金融規制上の位置付けについての議論も行われる可能性があり、暗号資産関連の法制のアップデートの動きに注視する必要があります。

パートナー 白根 央
hiroshi.shirane@morihamada.com

シニア・アソシエイト 尾登 亮介
ryosuke.onobori@morihamada.com

XI. データ・セキュリティ

1. サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議における提言の公表

サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議は、2024年11月29日に、「[サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言](#)」(以下「サイバー安全保障提言」といいます。)を公表しました。この有識者会議は、国家安全保障戦略(2022年12月16日閣議決定)に基づく能動的サイバー防御の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うために立ち上げられ、2024年6月初頭から約6ヶ月間にわたり全体会議を4回、テーマ別での会合を9回開催してきました([本レター Vol.13](#) 及び [本レター Vol.14](#) もご参照ください。)

サイバー安全保障提言は、第3回全体会議にて公表された「これまでの議論の整理」を基礎とし、有識者会議として議論の深化・収れんを行い、取りまとめたものとなっています。テーマとして「官民連携の強化」、「通信情報の利用」、「アクセス・無害化」「横断的課題」の4つが記載されており、本レターでは、紙幅の都合上全てを取り上げることはしませんが、金融分野の事業者を含めた重要なインフラ事業者にも最も関係するものとして、官民連携の強化の「政府の情報提供・対処を支える制度」を取り上げます。

ここでは、「重要インフラ事業者等の中でも、サイバー攻撃が発生した場合において、国家及び国民の安全を損なう事態が生じるおそれがある基幹インフラ事業者に対して、インシデント報告を義務化し、情報共有を促進すべき」とされています。ここにいう基幹インフラ事業者とは、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(経済安全保障推進法)に基づく特定社会基盤事業者を指し、金融を含め合計15分野(2024年の法改正で追加された港湾運送については現在未施行)から、[個別の事業者が指定](#)されています。

今後、2025年の通常国会において、これらの事業者に対してインシデント報告義務を課す旨を含めた法案が提出されることが見込まれるため、法案の動向に留意が必要です。

なお、サイバー安全保障提言では、「被害組織の負担軽減と政府の対応迅速化を図るため、インシデント報告先の一元化や報告様式の統一化、速報の簡素化、報告基準・内容の明確化を進めるべき」ともされており、事業者の負担への配慮が明記されています。

2.個人情報保護委員会「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」の開催決定

個人情報保護委員会は、2024年12月4日に、第308回個人情報保護委員会において、[個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会](#)の開催を決定しました。

同連絡会は、個人情報保護委員会が、データ関係省庁等との連携を強化し、個人情報保護法上求められる各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握するとともに、個人情報取扱事業者等に対する効果的な普及啓発の在り方等を検討する観点から、四半期ごとに開催されます。

同連絡会においては、データ関係省庁等として、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)、警察庁サイバー警察局、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター(JPCERT/CC)、個人情報保護委員会事務局が参加し、直近の漏えい等の報告や指導の状況(四半期公表内容。不正アクセスによる個人データ等の漏えい等事例を含む。)、専門的見地から個人データ等の漏えい等の対策や留意すべき点等が検討されるほか、安全管理措置の実施方策や効果的な普及啓発の方法に係る情報交換も実施されることとなっています。

3.3年ごと見直し検討会「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書」の公表

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会(以下「3年ごと見直し検討会」といいます。)は、2024年12月25日に、「[個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書](#)」(以下「3年ごと見直し報告書」といいます。)を公表しました。

個人情報保護委員会は、2023年11月より、いわゆる3年ごと見直しの検討を開始し、2024年6月27日に中間整理を公表し、同年7月より、課徴金制度及び団体による差止請求制度・被害回復制度に関する検討を行うべく、3年ごと見直し検討会を開始しました(中間整理に関しては、[本レター Vol.13](#)をご参照ください。)

3年ごと見直し報告書では、課徴金制度及び団体による差止請求制度・被害回復制度についての、制度改正の必要性及び想定される制度設計の在り方や課題に関する検討会のこれまでの議論状況が示されています。

課徴金制度に関しては、課徴金納付命令の対象を、①対象行為(事態)を限定すること、②違反行為者の主観的要素により限定すること、③個人の権利利益が侵害された場合等に限定すること、④大規模な違反行為が行われた場合等に限定することが考えられるとしています。

3年ごと見直し報告書では、違法な第三者提供に係る規制等への違反行為と、漏えい等・安全管理措置に係る規制への違反行為に分けて、上記①から④を踏まえた考え方が示されていますが、本レターでは紙幅の

都合上後者の漏えい等関連を抜粋します。

まず、上記①及び④については、安全管理措置義務違反に起因して大規模な個人データの漏えい等が発生した場合に限定し、「大規模」かどうかは、漏えい等した個人データに係る本人の数について、1,000 人を基準とすることが示されています。

次に、②の主観的要素については、安全管理措置義務違反を防止するための「相当の注意を著しく怠っていない場合」か否かを基準とすることが示されています。

そして、③権利利益の侵害については、「個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定する」としています。

3 年ごと見直し報告書を踏まえた個人情報保護法の改正法案が 2025 年通常国会に提出されるかどうかはまだ不透明な部分も多いところですが、いずれにせよ、法案の動向については注視する必要があると考えられます。

パートナー 蔦 大輔
daisuke.tsuta@morihamada.com

アソシエイト 塩崎 耕平
kohei.shiozaki@morihamada.com